朝日山地森林生態系保護地域管理委員会設置要領

平成15年4月24日制定

[名称]

第1条 委員会の名称は、朝日山地森林生態系保護地域管理委員会(朝日山地森 林生態系保護地域管理計画書第6の(3)に定める管理委員会をいう。以下 「委員会」という。)とする。

〔目的及び設置〕

第2条 委員会においては、朝日山地森林生態系保護地域(以下「保護地域」という。)の管理状況及びモニタリング調査に係る事項について協議し、森林管理局長に提言することにより、その円滑な保全管理を図ることを目的とする。

[審議事項]

- 第3条 委員会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について審議を行うもの とする。
 - (1)森林生態系の保護及び入林者のマナーに関する事項
 - (2)保護地域のボランティア巡視等に関する事項
 - (3)特別モニタリング区に関する事項
 - (4)その他保護地域の管理に関する事項

[構成]

- 第4条 委員会の構成は次のとおりとする。
 - (1)別紙の委員を持って構成する。
 - (2)委員は16名以内とし、任期は5年とする。再選は妨げない。

[運営]

- 第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。
 - (1)委員会は、定例会年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。
 - (2)委員会の開催は、森林管理局長が召集する。
 - (3)委員会に座長を置く、座長は委員の互選による。
 - (4)座長は、委員会の議事を統括する。

[その他]

第6条

- (1)委員会の事務は、主に東北森林管理局指導普及課において処理する。
- (2)この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。
- (3)委員会の委員は、森林管理局長が委嘱する。